

大桑村地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域外の人材を本村に積極的に招致し、その定住及び定着を図るとともに、地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、大桑村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、村との連携を密にし、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源を活用した地域振興に関すること。
- (2) 新たな地域資源(観光・特産品)の発掘に関すること。
- (3) 農林水産業の振興に関すること。
- (4) 新たな雇用創出に関すること。
- (5) 情報発信に関すること。
- (6) 移住・定住の促進に関すること。
- (7) その他村長が本村の活性化のために必要と認める活動に関すること。

(任用等)

第3条 地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)は、次の各号の要件をいずれも満たす者のうちから、村長が任用又は委嘱(以下「任用等」という。)する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- (2) 心身ともに健康な状態で誠実に職務が遂行できる者であること。
- (3) 普通自動車運転免許を有している者であること。
- (4) 3大都市圏内の都市地域、指定都市及び一部条件不利地域で条件不利区域外の地域、又は3大都市圏外の指定都市かつ条件不利区域外の地域から大桑村内に住民票を置き、生活の拠点を移すことができる者であること。
- (5) 任期終了後も大桑村に定住する意欲があり、自らの起業や村内企業等への就業などにより大桑村の発展に寄与する可能性が高いと認められる者であること。

(期間)

第4条 協力隊員の任用等の期間は1年以内とし、年度を超えないものとする。

- 2 村長は、前項の任用等の期間を超えない範囲で再度任用等することができる。
- 3 協力隊員は、産前産後又は育児のために、1年を限度として地域協力活動

を中断することができる。

(身分等)

第5条 協力隊員の身分は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 任用型協力隊員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で、第2条に掲げる活動を行う隊員をいう。
- (2) 民間連携型協力隊員 村内に活動拠点を有する法人又は任意の団体等で、地域活性化に資する事業等を行うもののうち、村長が隊員の受入体制が整っていると認められるもの(以下、「受入団体」という。)により任用され、第2条の活動を行う隊員をいう。

(報酬等)

第6条 任用型協力隊員(育児等に係る活動中断期間にある者を除く。)の報酬、期末手当及び費用弁償は、大桑村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第22号)又は大桑村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第23号)に定めるところによる。また、村長は予算の範囲内で任用型協力隊員の活動に要する経費を補助するものとする。

- 2 民間連携型協力隊員の報酬及び勤務条件等必要な事項は、村と受入団体が協議のうえ定める。また、村長は予算の範囲内で民間連携型協力隊員の報酬の一部又は全部を補助するものとする。

(活動に要する経費)

第7条 村長は、予算の範囲内で協力隊員の活動に必要な経費を補助するものとする。

(解任)

第8条 村長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 協力隊員本人から退任の願い出があったとき。
- (2) 法令、条例及び規則等に違反したとき。
- (3) 協力隊としてふさわしくない行いがあったとき。
- (4) 協力隊としての活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 大桑村から転出したとき。
- (6) 心身の故障のため、活動の遂行が困難となったとき。

(守秘義務)

第9条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(村の役割)

第10条 村は、協力隊員の活動が円滑にできるよう、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 協力隊員の活動に関する総合調整。
 - (2) 村のホームページや広報紙等を利用した協力隊員の活動の周知。
 - (3) 協力隊員の活動終了時における定住支援。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたこと。
- (委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。